

合同会社ミカワ行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 9月 1日～ 令和8年 8月31日まで

2. 内容

目標1：将来的に育児休業取得率 100%及び1ヶ月以上の育休取得を目標とする
が目標達成のための第一歩として計画期間内に、育児休業の取得率を次の
水準以上にする。

男性社員・・・取得率を10%以上にする

<対策>

- 令和6年 8月～ 社員全員に対し、Eメール等で育児休業に関する情報の周知を行う。
- 令和6年 10月～ 職場復帰後のテレワーク等、無理なく職場復帰できる体制を整える。

目標2：子の看護休暇の対象となる子の年齢を小学校就学始期までの子から9歳に
達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に上げる。また、子
育て中の社員の要望により始業・就業時間の繰り下げ・繰り上げを認める

<対策>

- 令和6年 9月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和6年 10月～ 制度導入

目標3：負い目無く制度利用できるよう、育児休業・介護休業制度の利用をトップ
ダウンで全社員に周知する。

<対策>

- 令和6年 9月～ 全社員への周知